

令和3年3月10日

株式会社キッズライン
代表取締役社長 岡本 香保子 殿

公益社団法人 全国保育サービス協会
会 長 草川 功

株式会社キッズラインへの勧告に基づくベビーシッター
派遣事業割引券精算金額の返還通知

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に関するベビーシッターの児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の未実施に係る対応について」（令和3年1月29日）の勧告に基づき、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の日から一月以上前に行われたシッティングに対して、使用・精算された割引券について貴社から精算金額の確定の報告がありましたので下記の精算金額について返還すること。

記

1. 年度ごとの返還金額

(1) 令和元年度分の返還金額	4,908,794円
(2) 令和2年度分の返還金額	21,999,000円
(3) 合計返還金額 ((1) + (2))	26,907,794円

2. 返還金額の内訳

	返還するベビーシッター派遣事業割引券		
	通常分		多胎児分
	①承認事業主	②特例措置	(9,000円)
	枚数/金額	枚数/金額	枚数/金額
令和元年度分	2,196枚 4,831,200円	0枚 0円	9枚 77,594円
令和2年度分	8,548枚 18,805,600円	1,427枚 3,139,400円	6枚 54,000円
合 計	10,744枚 23,636,800円	1,427枚 3,139,400円	15枚 131,594円

- ※ ①承認事業主に対し発行した割引券
②フリーランス協会を經由して個人事業主等に発行した割引券
多胎児分（18,000円）の返還はない

3. 返還期限

令和3年3月12日

4. 返還する口座

みずほ銀行 四谷支店

(普通) 1354559

公益社団法人全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業口

以上